

医 第 1897 号  
令和 3 年 8 月 5 日

各関係団体会長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長  
(公 印 省 略)

医療事故の再発防止に向けた提言第 14 号の公表について (依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力を  
いただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 3 年 7 月 28 日付医政安発 0728 第 8 号により、  
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長から通知がありました。

つきましては、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

問合せ先

法人指導グループ 嶋崎

電 話 (045) 210-1111 内線 4870



医政安発 0728 第 8 号  
令和 3 年 7 月 28 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長  
（ 公 印 省 略 ）

医療事故の再発防止に向けた提言第 14 号の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故調査制度につきましては、平成 27 年 10 月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）において、その調査報告を収集し整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施されております。

また、センターは再発の防止に関する普及啓発を行うこととされており、今般、医療事故の再発防止に向けた提言第 14 号として、「カテーテルアブレーションに係る死亡事例の分析」（以下「提言書」という。）が公表されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、提言書の内容を御確認の上、貴管下の医療機関に対する周知をお願いいたします。

提言書につきましては、別途、センターから各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛に送付することとなっており、センターのホームページ (<https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>) にも掲載されていますことを申し添えます。

<p>（留意事項） 本通知の内容については、貴管内医療機関の医療に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品及び医療機器の安全使用のための責任者等に対しても、周知されるよう御配慮願います。</p>
--